

令和元年度

定期監査結果報告書
(第二次)

松阪市監査委員

19松監第000199号
令和2年3月26日

松阪市監査委員 西村和浩
松阪市監査委員 加藤恭子
松阪市監査委員 米倉芳周

令和元年度定期監査（第二次）結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したの
で、監査の結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当
該監査の結果を参考として措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

定期監査

第1 監査実施年月日及び対象箇所

実施年月日	監査対象箇所
令和2年1月9日	松尾小学校 大江中学校 朝見小学校 久保中学校
令和2年1月15日	鶴小学校 松ヶ崎小学校 松尾幼稚園 やまなみ保育園
令和2年1月21日	中原小学校 中原幼稚園 みなみ保育園 南小学校
令和2年1月28日	松江幼稚園 若草保育園 西保育園 三雲南保育園 三雲南幼稚園
令和2年2月3日	第四小学校 第五小学校 柿野小学校 粥見小学校

第2 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

平成30年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、市立の保育園、幼稚園、小学校及び中学校の中からそれぞれ抽出して監査を実施した。

3 監査の主眼

地方自治法第199条第3項の趣旨を基本とし、次の事項を監査の主眼とした。

- (1) 予算の執行は、適法かつ効果的に行われているか。
- (2) 備品の管理は、適正に行われ、かつ、効率的に活用されているか。
- (3) 現金の保管及び取り扱いは、適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は、適正に行われ、かつ、効率的に運用されているか。
- (5) その他事務事業の執行状況については、適正かつ効率的に行われているか。

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各園長、学校長から説明を受けるとともに、関係諸帳簿及び書類等を調査し、監査を実施した。

第4 監査の結果

監査の対象とした平成30年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。指摘要望事項は、次のとおりである。

- 現金の保管については、現金出納簿を作成し、複数の職員の確認により、概ね適切な取扱い・管理がされていた。引き続き厳正に管理されたい。
- 多くの学校・園で、外国にルーツを持つ児童生徒が在籍しており、保護者に伝えることが困難なケースなど解決すべき課題はまだ多い現状である。きめ細やかにサポートできる体制づくりに配慮されたい。
- 各学校に備えられている AED（自動体外式除細動器）については、体育授業など各現場に持ち込める携帯型の配備も必要と考える。契約更新時等で再考されたい。
- 備品として原動機付自転車を所有している学校があるが、実際には運行日誌に記載が無く、使用実績が無い。使用していないのであれば、移管または廃棄処分の手続きを行われたい。
- 業者による「遊具・体育用具指摘個所報告書」で判定基準が満たされていないものや独自の点検表で点検個所に不具合が見られるものなどについて、修理が必要となった時の対応結果を記載されたい。
- 特色ある学校・園づくり推進事業委託業務について、ハガキや切手の未使用分の在庫管理がされていなかった。適切に管理されたい。また消耗品のコピー用紙など全て当該事業にかかるものか判断が困難な支出もあることから、学校管理関連の経費で支出すべきものと適切に区分し、当該事業の目的に合致した支出となるよう検討・改善されたい。